

大分県立看護科学大学科目等履修生規程

平成18年 4月 1日
規程第 70 号

第1章 科目等履修生

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学学則（以下「学則」という）第38条第2項の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することができる者は、学則第25条に規定する入学資格を有する者とする。

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の受入の時期は学年又は学期の初めとする。

(出願)

第4条 入学志願者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に入学考査料を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 志願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業（見込）証明書
- (4) その他必要と認める書類

(入学許可)

第5条 入学志願者の選考は教授会において審議し、学長が行う。

2 学長は、前項の選考に合格した者に入学を許可する。

(入学手続)

第6条 入学が許可された者は、指定の期日までに入学料を納付するとともに、所定の入学手続きをしなければならない。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、入学を許可された日の属する年度内とする。

(履修期間の延長)

第8条 前項の履修期間で入学を許可された者が、引き続き履修しようとするときは、履修期間を延長することができる。

2 履修期間の延長を希望する者は、科目等履修期間延長願を提出し、許可を受けなければならない。

(履修制限)

第9条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は20単位以内とする。

2 実験、演習及び実習の科目は履修できない。

3 前項以外の科目においても授業科目によっては、履修を許可しないことがある。

(単位の授与)

第10条 履修した授業科目の試験その他の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項により与えた単位については、単位取得証明書を交付する。

(入学考査料、入学料及び授業料)

第11条 科目等履修生の入学考査料、入学料及び授業料の額並びに納入方法については、公立大学法人大分県立看護科学大学における授業料等に関する規程の定めるところによる。

2 第8条第1項の規定により履修期間を延長する場合にあっては、入学考査料及び入学料は徴収しない。

(準用規定)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、本学学則及び学生に関する諸規程を準用する。

第2章 特別聴講学生

(趣旨)

第13条 この規程において特別聴講学生とは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）に在学する者で、他大学等との協定に基づき受け入れる科目等履修生をいう。

(準用規定)

第14条 特別聴講学生の入学許可、入学後の扱いについては、この規定第3条から第12条の規程を準用する。ただし、第4条第2号及び第3号の書類の提出は要しない。また、入学考査料、入学料及び授業料は徴収しない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。